

令和3年度介護サービス事業所に 対する集団指導

(居宅介護支援・介護予防支援)

令和3年10月

目黒区健康福祉計画課指導検査係

本編の内容

指導監査総論編では、目黒区の指導監査についてサービス種別によらず共通的な事項について説明いたします。ただし、「実地指導の実績」に関しては居宅介護支援サービスの内容になります。

- 目黒区の指導監査の実施方針
- 実地指導の流れ
- 実地指導の実績



目黒区の指導監査の実施方針

○基本方針(資料1-1参照)

- ・ 指導は、介護保険等法令に基づき以下の事項に主眼を置いて実施
 - ・ 利用者本位のサービスの提供
 - ・ 適正な保険給付の確保
 - ・ 指定基準の遵守
 - ・ 高齢者虐待の有無及び個人情報の保護
- ・ 監査は、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護について、以下の事項に主眼をおいて実施
 - ・ 重大な法令等違反
 - ・ 介護報酬不正請求
 - ・ 不適切なサービス提供

目黒区の指導監査の実施方針

○指導項目

- ・ 人員 ・ 設備 ・ 運営管理 ・ サービスの質
- ・ 介護保険給付の算定

※「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」を踏まえ、実地指導において確認する項目、確認文書を設定。指定申請書類等で事前に確認。

○重点指導項目(主な項目)

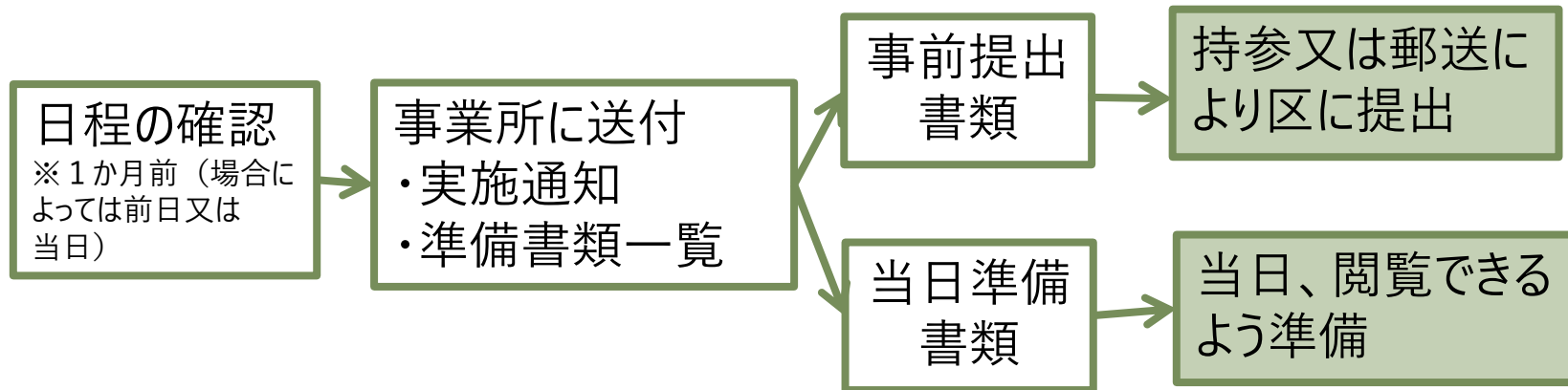
- ・ 感染症予防用設備 ・ サービス提供時の説明及び同意
- ・ 居宅介護支援の運営基準違反 ・ 業務管理体制の整備

○集団指導

WEB会議システムを活用し、動画配信により実施。

実地指導の流れ（1）

○実施通知から実施まで



【実地指導の事業所の選定基準】

- (1) 利用者やその家族、従業者、東京都及び東京都国民健康保険団体連合会からの情報提供を受けて、一般指導が必要と認められるサービス事業者等
- (2) 実地指導を実施したことがないサービス事業者等
- (3) 開設後概ね2年以内のサービス事業者等
- (4) その他、特に一般指導を行うことが必要と認められるサービス事業者等

実地指導の流れ（２）

○実地指導当日

事業所において、書類を閲覧し、関係者からのヒアリングを行います。
(新型コロナウイルス感染症予防に配慮して行います。)

・時間： 9時30分～16時頃

※新型コロナウイルス感染予防のため時間の短縮を行いますが、検査の進行状況により延長する場合があります。

・人数： 実地指導は、運営・管理担当1名、利用者サービス担当2名
(うち1名は(公財)東京都福祉保健財団職員)の概ね3名で構成。)



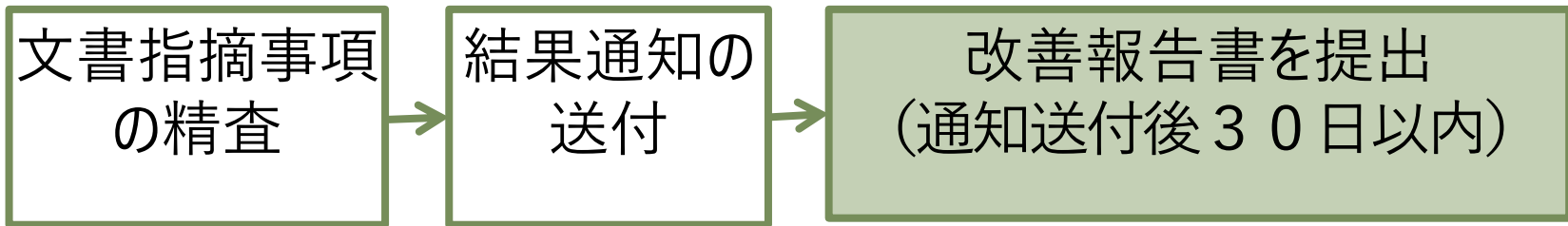
- ・講評の際に指導事項票を1部事業所分としてお渡しします。指導事項票の記載内容は実地指導における指摘・助言事項です。改善に役立ててください。
- ・新型コロナウイルス感染予防のため、実施方法が変更になる場合があります。

実地指導の流れ（3）

○実地指導後

当日指摘した事項のうち、改善を要すると認められた事項については、後日、文書にて通知します。

文書による指摘を受けた事項については、原則として結果通知後30日以内に改善報告書の提出をお願いします。



【改善報告書に記載する事項】（資料1-2）

- ・改善を要する事項
実地指導結果通知書の「項目」及び「指摘内容」を転記してください。
（要約可）
- ・改善状況及び再発防止に向けた方策
文書指摘事項について、原因と改善策を具体的に記載してください。
- ・改善の時期（期限）
改善策の具体的な実施時期を記載してください。

実地指導の実績

○実地指導の箇所数（平成30年度～令和2年度）

区指定サービス	事業所数	指導箇所数
居宅介護支援	72	30
介護予防支援	5	3
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	4	0
夜間対応型訪問介護	1	0
地域密着型通所介護	36	8
認知症対応型通所介護	5	1
小規模多機能型居宅介護	6	0
認知症対応型共同生活 介護	14	12

都指定サービス	事業所数	指導箇所数
訪問介護	57	1
訪問入浴介護	5	0
訪問看護	43	0
訪問リハ	2	0
通所介護	26	2
通所リハ	2	1
短期入所生活介護	9	3
短期入所療養介護	3	1
特定施設入居者生活介護	18	1
介護老人福祉施設	9	3
介護老人保健施設	2	2

指定期間（6年）のうち1回は実地指導を受けられるよう調整
しています。

実地指導の実績

○文書指摘事項①（平成30年度～令和2年度）

項 目		指摘数
趣旨及び基本方針	基本方針	1
人 員	従業者の員数	1
	管理者	4
運 営	内容及び手続きの説明及び同意	10
	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	61
	管理者の責務	4
業務管理体制の整備		3
介護給付費の算定及び取扱い	運営基準減算	10
	特定事業所集中減算	3
	初回加算	3
	特定事業所加算（Ⅲ）	1
	入院時情報連携加算	5
	退院・退所加算	1
計		107

1事業所あたりの文書指摘数 3.6項目（107÷30事業所）

実地指導の実績

○文書指摘事項②（平成30年度～令和2年度）

指定居宅介護支援の具体的取扱方針に関する指摘事項の詳細

項目詳細	指摘数
課題分析の実施	10
居宅サービス計画原案の作成	11
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	7
居宅サービス計画の説明及び同意	2
居宅サービス計画の交付	2
モニタリングの実施	4
居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取	5
福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の居宅サービス計画への反映	20
計	61

「福祉用具貸与の居宅サービス計画への反映」に関する指摘事項が最も多い。（実地指導における留意点編を参照）

長時間の視聴お疲れ様でした。
引き続き法令等を遵守し、利用者サービスの向上にご協力よろしく願いいたします。

視聴後のアンケートの提出をもって集団指導の出席といたします。ご協力お願いいたします。